

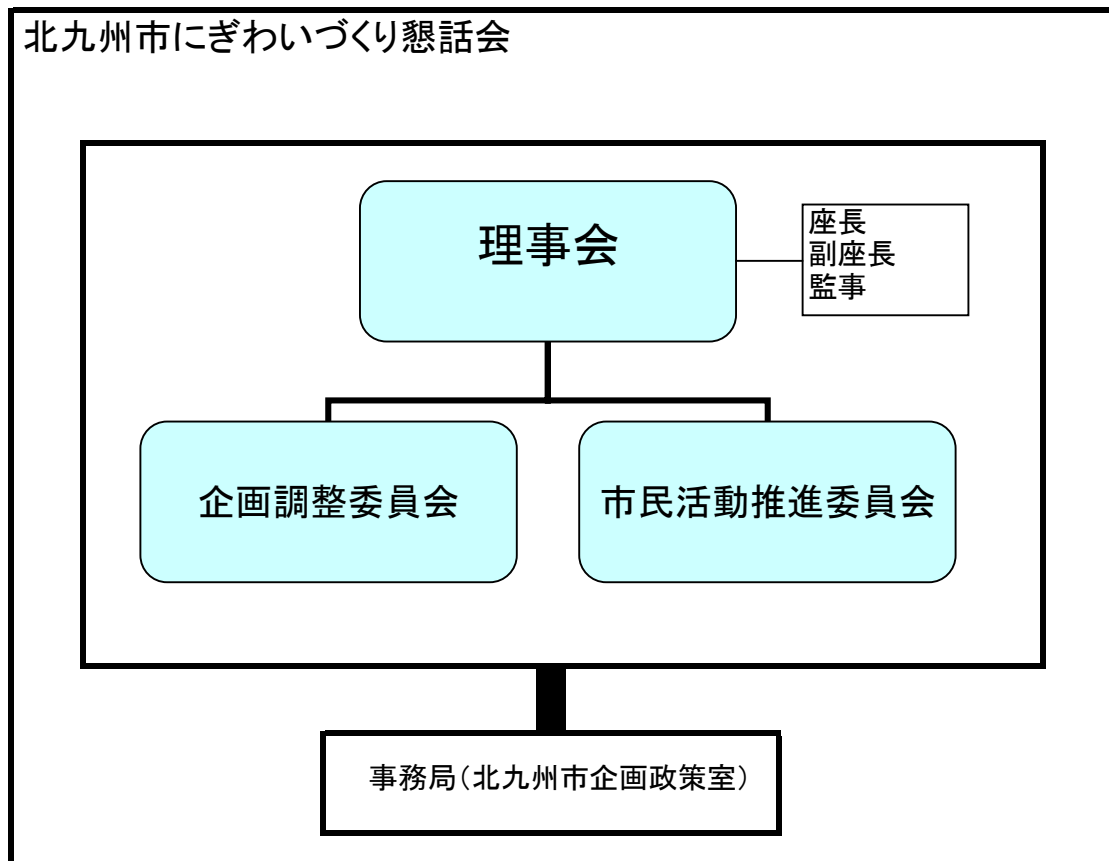
# 北九州市にぎわいづくり懇話会について

## 1 組織について

懇話会活動をより活発化するため、組織を拡充する。

従来の懇話会を理事会と位置付け、組織全体を総括するものとし、理事会のもとに企画調整委員会及び市民活動推進委員会を設置する。

組織図



## 2 理事会について

### (1) 理事会の役割

- ・ 懇話会の方針決定
- ・ 事業全体の進行管理
- ・ 懇話会事業の認定
- ・ 予算
- ・ 決算
- ・ 運営財源の確保
- ・ その他にぎわいづくりに関すること

( 2 ) 懇話会理事

資料 1 のとおり

( 3 ) 理事会の開催頻度

年に 3 ~ 4 回程度

3 各委員会について

各委員会の役割及び構成は、次のとおりとする。

( 1 ) 企画調整委員会

- ・ 民間主体の V I 事業の企画立案および実施
- ・ V I 事業に関する民間企業、団体等の連携調整 など

( 2 ) 市民活動推進委員会

- ・ V I 参加団体の拡充および活動内容の充実
- ・ 街を愛する市民運動「( 仮称 ) レッツシティ北九州運動」の企画、実施
- ・ 情報発信
- ・ 本市における V I の中心を担うような人材の育成 など

( 3 ) 委員

資料 2 のとおり

( 4 ) 委員会の開催頻度

月 1 回程度

4 「北九州市にぎわいづくり懇話会規約」について

資料 3 のとおり

# 平成19年度事業について

## 1 理事会直轄事業について

### (1) 趣旨

各団体、事業者間のさらなる連携を促進し、相互理解、相互協力のもとV Iの振興を図るため、懇話会が仲介者となり協議の場をセッティングする。

連携により、新たなにぎわいの創出や来訪者に対する利便性の向上を目指す。

### (2) 民間連携促進事業「(仮称)にぎわいミーティング」

例

- ・類似団体間（観光協会、商工会議所、コンベンション協会、K P E Cなど）
- ・サービス業界間（ホテル協議会、料飲組合など）
- ・交通事業者間（J R、西鉄、タクシー、モノレールなど）
- ・大型店舗（井筒屋、リバーウォーク、伊勢丹、小倉中央商連など）

## 2 企画調整委員会事業について

### (1) 趣旨

民間主導で行うV Iのパイロット事業を企画立案し、実施につなげるもの。  
事業は、将来ビジネスベースとして継続されるものとする。

### (2) プロジェクト案

北九州市集客交流計画（にぎわいづくりプラン）で示す事業など

#### (例示)

九州新幹線全線開通（2011年）に向けた振興策

南九州からの誘客促進

ビジターズ・パス事業

市内の観光地や施設などを訪問した方にポイントを付与し、ポイント数に応じて商品等をプレゼントする事業。

ナイトカルチャー事業

来訪者や観光客が夜も楽しめる環境を整備し、宿泊を促進する。

屋台村

小倉都心部に本市の食材を使った料理等が手軽に味わえる屋台村を設置する。

市制45周年事業

市制45周年記念として、市民の方々が北九州市をもっとよく知り、愛着をもてるようなツアー等を実施し、市制50周年に向けた盛り上がりをつくる。

### (3) プロジェクトチーム

委員を3つのグループに分け、それぞれに関係事業者・団体を加え、プロジェクトチームを編成する。

例1：九州新幹線全線開通対策事業

- ・JR九州、観光協会、小倉中央商連、コンベンション協会、JATA（日本旅行業協会）、商工会議所、北九州市など

例2：ビジターズ・パス事業

- ・エアターミナル、観光協会、ホテル協議会、民間集客施設、商工会議所、北九州市など

例3：ナイトカルチャー事業

- ・映画館、芸術劇場、観光協会、ホテル協議会、NPO団体、商工会議所、北九州市など

例4：屋台村事業

- ・観光協会、ホテル協議会、飲食団体、農協、漁協、商工会議所、北九州市など

例5：市制45周年事業

- ・交通事業者、市内企業、商業団体、飲食団体、商工会議所、北九州市など

( 4 ) 事業予算

平成 1 9 年度は、

- ・マーケティング調査費 5 0 万円
  - ・企画費 3 0 万円
- 合計 8 0 万円とする。

平成 2 0 年度は、事業助成費として 1 プロジェクト 3 0 万円程度を上限に検討する。

### 3 市民活動推進委員会事業について

#### (1) 趣旨

市民のV I活動を推進していくための仕組みづくりを展開するもの。

#### (2) 事業案

##### ホームページ運営

市内地域情報ホームページのポータルサイト的な窓口として設置する。

##### (内容案)

- ・ 懇話会活動の紹介
- ・ イベント等にぎわい情報発信
- ・ 市民レポーターによる情報発信
- ・ 地域情報交流（メルマガの配信や掲示板機能など）
- ・ 企業等が自由に使用できる本市の紹介素材の提供
- ・ ふるさと宅急便（食ブランドの通販など） など

##### V I参加団体の拡充・活動内容の充実

##### 参加団体（約360団体）のフォローアップ

- ・ 団体活動をホームページで紹介
- ・ 活動内容に対する表彰制度
- ・ 活動特典の創設

##### 新規参加団体をホームページで随時募集

##### その他

##### 「(仮称)レッツシティ北九州運動」の企画、実施

- ・ わが街自慢コンテスト
- ・ ニューウェーブ北九州との連携 など

##### 人材育成

V Iへの理解を深め、将来V Iに関係する事業を創造できる人材の育成を目指し、勉強会、講演会等を開催する。

## 平成19年度予算について

### 1 平成19年度予算について

(単位：千円)

(1)【収入の部】	合計	6,000
民間負担金		3,000
市負担金		3,000
(2)【支出の部】	合計	6,000
民間主体事業企画調査費		800
ホームページ運営費		2,500
団体表彰費		500
(仮称)レッツシティ北九州運動		1,000
人材育成		800
民間連携促進「(仮称)にぎわいミーティング」		100
会議費		300

## 2 平成19年度「雲のうえ」予算について

(単位：千円)

### (1)【収入の部】

合計 39,400

市負担金

14,000

広告費

25,400

### (2)【支出の部】

合計 39,400

制作費

39,085

事務費

315

## 北九州市にぎわいづくり懇話会

## 懇話会理事（敬称略）

座長	(株)安川電機社長	利島 康司
副座長	第一交通産業(株)社長	田中 亮一郎
副座長	(株)ゼンリン会長兼社長	原田 康
監事	北九州商工会議所専務理事	光井 敏博
監事	北九州ミズ21第10期委員長	樋上 禎子
	(株)井筒屋社長	江本 幸二
	TOTO(株)執行役員	狩生 信安
	西鉄バス北九州(株)社長	久保 祐二
	(財)北九州活性化協議会理事長	小嶋 一碩
	(有)三ヶ森タクシー社長	貞包 健一
	九州旅客鉄道(株)北部九州地域本社長	師村 博
	(株)スピナ会長	竹澤 靖之
	(株)サンキュードラッグ社長	平野 健二
	北九州青年みらい塾代表理事	松尾 孝治
	(株)山本工作所社長	山本 雄造

(役員以外は50音順)

## 各委員会名簿 順不同

	企画調整委員会	市民活動推進委員会
1	小嶋一碩【(財)北九州活性化協議会理事長 懇話会理事】	貞包健一【(有)三ヶ森タクシー社長 懇話会理事】
2	平野健二【(株)サンキュードラック社長 懇話会理事】	松尾孝治【北九州青年みらい塾代表理事 懇話会理事】 【北九州青年会議所副理事長】
3	林 真也【北九州商工会議所まちづくり推進部部長】	重松依子【(株)宣研社長】
4	中島道仁【(財)北九州活性化協議会事務局長】	伊藤一義 【(有)双葉屋旗店社長】 (北九州青年経営者会議元会長)
5	横田きみよ【コンセプトピディア代表】	伊井田栄吉【(株)ワールドインテック会長兼社長】
6	菅原康夫【菅原ビルディング(株)社長】	金丸勝利【マイタウンみなみリーダーズ塾塾長】
7	秋武政道【合資会社じじやのひもの社長】 【門司港コミュニティ代表】	松永裕己【北九州市立大学准教授】
8	城戸宏史【北九州市立大学大学院准教授】	堀井由美子【北九州市社会教育主事補】
9	河邊政恵【(株)リバー不動産社長】 【北九州中小企業経営者協会理事】	金 成子【(株)アヴァンティ取締役支社長】
10	藤崎利之【(株)井筒屋常務取締役】	魚本法一【(株)ビッグベアーズフーズサービス社長】 【北九州中小企業経営者協会理事】
11	原 禎幸【九州旅客鉄道(株)総合企画本部副課長】	関 宣昭【NPO法人里山を考える会代表】
12	鵜野 剛【西日本鉄道(株)経営企画本部課長】	
13	森 憲太郎【日本旅行業協会(株)JTB九州北九州支店営業課】	

北九州市にぎわいづくり懇話会規約

(目的及び設置)

第1条 北九州市への来訪者を増やし、にぎわいを創出することを目的に、ビジターズ・インダストリー（以下「V I」という。）を市民主導で推進するための機関として、北九州市にぎわいづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) V Iの振興に関する事業の企画・立案に関すること。
- (2) 民間団体、企業及び行政との相互連携の促進、調整に関すること。
- (3) V Iの推進や啓発に関すること。
- (4) その他V Iを推進するに当たって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会に理事会及び委員会を設置する。

2 理事会は、別表1に掲げる者（以下「理事」という。）で構成する。

3 委員会は、企画調整委員会及び市民活動推進委員会とし、別表2に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。

(役員)

第4条 懇話会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 2名
- (3) 監事 2名

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する副座長が、その職務を代理する。

4 監事は、懇話会の会計を監査する。

(役員を選任)

第5条 役員は理事会で互選により決する。

(任期)

第6条 理事、委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事会)

第7条 理事会は必要に応じ座長が招集し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 懇話会の方針に関すること。
- (2) 第2条に掲げる事業全体の進行管理に関すること。
- (3) 懇話会の予算及び決算に関すること。
- (4) その他重要事項に関すること。

2 理事会の議長は、座長をもって充てる。

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

4 理事は、会議に出席できない場合は、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、その表決権を委任することができる。

5 会議の議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員会)

第8条 委員会の事業は、次のとおりとする。

(1) 企画調整委員会

民間主体のV I事業の企画立案及び実施  
民間団体、企業等の連絡調整

(2) 市民活動推進委員会

市民のV I活動を推進する仕組みづくり

2 委員会に、委員長を置き、委員長の選任方法及び職務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 委員長は、委員会の互選により決する。

(2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(3) 委員長は、必要に応じて委員会を開催し、各委員を招集する。

(経費)

第9条 懇話会の経費は、次の各号をもって充てる。

(1) 寄付金、協賛金

(2) 負担金、補助金

(3) その他の収入

(事務局)

第10条 懇話会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間北九州市企画政策室において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(準用)

第12条 この規約その他別に定めのあるものを除くほか、事務局における事務処理については、当分の間北九州市の例による。

付 則

この規約は、平成18年11月28日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年 2月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年 8月23日から施行する。

別表第1（第3条関係）

理事 （50音順）	江本 幸二 狩生 信安 久保 祐二 小嶋 一碩 貞包 健一 師村 博 竹澤 靖之 田中 亮一郎 利島 康司 原田 康 樋上 禎子 平野 健二 松尾 孝治 光井 敏博 山本 雄造
--------------	--

別表第2（第3条関係）

企画調整委員会委員（50音順）	市民活動推進委員会委員（50音順）
秋武 政道 鷓野 剛 河邊 政恵 城戸 宏史 小嶋 一碩 菅原 康夫 中島 道仁 林 眞也 原 禎幸 平野 健二 藤崎 利之 森 憲太郎 横田 きみよ	伊井田 栄吉 伊藤 一義 魚本 法一 金丸 勝利 金 成子 貞包 健一 重松 依子 関 宣昭 堀井 由美子 松永 裕己 松尾 孝治